



Title	「ケルン教会家人法」と「アルプハルトの死」に見る主従関係の回復と仲介者の役割 — 中世における紛争解決の一側面 (1) —
Author(s)	寺田, 龍男; TERADA, Tatsuo
Citation	北海道大学ドイツ語学・文学研究会, 28, 1-14
Issue Date	2001-12
Doc URL	<a href="https://hdl.handle.net/2115/26130">https://hdl.handle.net/2115/26130</a>
Type	departmental bulletin paper
File Information	28_P1-14.pdf



『ケルン教会家人法』と『アルプハルトの死』に見る  
主従関係の回復と仲介者の役割  
——中世における紛争解決の一側面 (1) ——

寺田龍男

ABSTRACT

Das >Kölner Dienstrecht< und >Alpharts Tod<

Die Ergebnisse der mediävistischen Literaturwissenschaft und der Geschichtswissenschaft ergänzen sich und lassen sich direkter aufeinander anwenden, als das bisher üblich war. Die vorliegende Arbeit bietet zunächst eine Einführung in die relativ kurze, im deutschsprachigen Raum vor allem mit dem Namen Gerd Althoff verbundene Forschungsgeschichte zu den Mechanismen der gütlichen Beilegung sozialer Konflikte; danach wird am Beispiel von >Alpharts Tod< und des >Kölner Dienstrechts< exemplarisch ausgelotet, wie sich historische und literaturwissenschaftliche Ansätze verbinden lassen. Als literarisches Beispiel dient der Mönch Ilsan, der sich in >Alpharts Tod< von Dietrich von Bern fernhält, bis ihm die *hulde* seines Herrn durch die Fürsprache von Eckhard wieder zuteil wird. Diese Vorgangsweise, die im Mittelalter keineswegs merkwürdig wirkte, sondern die Realität des kodifizierten Rechts und des Gewohnheitsrechts spiegelt, war eine Möglichkeit, die verlorene *gratia* mit der Hilfe eines Vermittlers wiederzuerlangen. Eine Beschreibung der relevanten Bestimmungen des >Kölner Dienstrechts< stellt die literarische Darstellung in einen übergreifenden historischen Kontext. Den Abschluss bildet ein kurzer Blick auf den >Azuma-kagami<, eine japanische Chronik aus dem 13. Jahrhundert, mit dem auf die Möglichkeit eines interkulturellen Vergleichs hingewiesen werden soll.

(TERADA Tatsuo)

0. 紛争と解決のルール

人類の歴史が始まってから今日にいたるまで、紛争と無縁だった時代はない。歴史の変遷の中で、あるいは個別の社会で紛争はどう受けとめられ、その解決のためにどのような手段や措置が講じられてきたのだろうか<sup>2</sup>。過去の人々の意識、あるいは世の機運といった

<sup>1</sup> 小稿は1998-99年度に Alexander von Humboldt-Stiftung の助成を受け、2000年度から文部科学省科学研究費補助金(萌芽的研究・課題番号 12871058)の助成を受けて行う研究の成果の一部である。Die vorliegende Arbeit ist ein Teilergebnis eines von der Alexander von Humboldt-Stiftung geförderten Forschungsprojektes, das dann mit Hilfe eines noch laufenden Forschungsstipendiums Grant-in-Aid for Exploratory Research, the Japanese Ministry of Education, Science, Sports and Culture, Project-No. 12871058, erweitert und vertieft werden konnte.

<sup>2</sup> このテーマについては数多くの研究があるが、日本での最新の成果の一部として国立歴史民俗博物館(監修)『人類にとって戦いととは』全3巻(東洋書林)1999-2000年;歴史学研究会(編)『紛争と訴訟の文化史』(青木書店)2000年(シリーズ歴史学の現在2);松木武彦『人はなぜ戦うのか』(講談社)2001年(講談社選書メチエ213);歴史学研究会(編)『戦

抽象的なものを限られた史料から推測するのはむしろ困難であるが、今日に伝わる文書から係争事に関わること、すなわち「いつ」「どこで」「誰と誰が」「どのような理由で」争い、「どのような結果にいたったか」などのデータを集めたうえで、ある地域がある期間にどのような危険に晒されていたかある程度知ることが可能である。そうした実証的作業を積み重ねた結果、ヨーロッパでは過去の歴史がほぼ、少なくとも中世までは「恒常的戦争状態」だったととらえる見解が有力である<sup>3</sup>。

これはあらためて検証するまでもない自明のことと受けとられるかもしれない。たしかにヨーロッパにかぎらず、中世は武力を一元的に管理支配する中央集権体制がどこにも確立していなかったから<sup>4</sup>、当事者同士が係争事を解決する手段には訴訟以外に武力の行使も含まれていた。教会や支配者が私闘を禁じる法令を出しても、それらにはしばしば拘束力がなかったのであり、逆に私闘を解決するために一定の武力を使用するのが「合法的」行為と認められていたこともすでに明らかにされている<sup>5</sup>。それどころか貴族の係争事が法廷で和解に至ることはむしろまれで、武力による復讐や自力救済が一般的だった<sup>6</sup>。欠席裁判で自分に不利な判決が下されてもそれを無視し、あるいはそうしたリスクを初めから承知の上で、武力によって相手を倒そうとするのが中世の一般的傾向だったのであれば、「法」による裁定よりも当事者間の「納得」（ある意味では「合意」）が優先されていたといえよう<sup>7</sup>。その限りでは、すなわち当事者が武力を行使して紛争がエスカレートしても強制力を持ってこれを收拾する機関が欠如していたという意味においては、中世は間違いなく「暴力」の支配した時代だった。教会も「正義」のための戦争、すなわち異教徒や異端者、被追放者の率いる集団との戦いは公認していた<sup>8</sup>。しかし上記の「恒常的戦争状態」という認

---

争と平和の中近世史』(青木書店) 2001年(シリーズ歴史学の現在7)を挙げておく。なお小稿の参考文献については、改訂版ないし新版がある場合、原則としてそちらを記載する。

<sup>3</sup> Vgl. Josef Fleckenstein: *Rittertum zwischen Krieg und Frieden*. In: ders.: *Vom Rittertum im Mittelalter. Perspektiven und Probleme*. Goldbach: Keip 1997. (*Bibliotheca eruditorum* 19). S. 59–76, hier S. 59. ここでの「戦争」概念にはフェーデ(自力救済の私闘)も含まれている。

<sup>4</sup> Otto Brunner: *Land und Herrschaft. Grundfragen der territorialen Verfassungsgeschichte Österreichs im Mittelalter*. 5. Auflage. Wien: Rohrer 1965, S. 141f.; 村井章介「中世の自力救済をめぐって—研究状況と今後の課題—」『歴史学研究』560号(1986年10月)、2–8頁などを参照。

<sup>5</sup> Vgl. Brunner, S. 34–36, 41–106.

<sup>6</sup> Werner Rösener: *Rittertum und Krieg im Staufferreich*. In: ders. (Hrsg.): *Staat und Krieg. Vom Mittelalter bis zur Moderne*. Göttingen: Vandenhoeck und Ruprecht 2000. S. 37–63, hier S. 45.

<sup>7</sup> Vgl. Timothy Reuter: *Unruhestiftung, Fehde, Rebellion, Widerstand: Gewalt und Frieden in der Politik der Salierzeit*. In: Stefan Weinfurter (Hrsg.): *Die Salier und das Reich. Bd. 3. Gesellschaftlicher und ideengeschichtlicher Wandel im Reich der Salier*. Sigmaringen: Thorbecke 1992. S. 297–325, hier S. 318.

<sup>8</sup> 戦士層が形成されるにつれてフェーデも増加し、これが農業や教会に及ぼす被害が高まると教会のイニシアチブで「神の平和」運動が生まれ、各地で「平和令」(Landfrieden)を起草したり「平和破壊者」(Friedensbrecher)の概念を生む一方、騎士叙任の儀式に宗教色を強めることとなった。そして「正義の戦い」(*bellum iustum*)という理念を背景に十字軍の遠征が正当化される。しかし1095年に第一回十字軍の派遣を決めたクレルモン公会議での「これまで盗賊にすぎなかった者たちはこれから騎士になるべし」(*Nunc fiant milites, qui dudum*

識はあくまで今日の視点による判断の所産であり、中世の人々も同じ認識を有していたかどうかは別の問題である<sup>9</sup>。中世の日本でもヨーロッパと同様に武力を私的レベルで行使する私闘や一定規模以上の集団での武力行使（すなわち支配権力から武力行使の大義名分が与えられていない「私戦」）が頻発していたことは間違いないが<sup>10</sup>、こちらでは紛争を平和共同体的関係の「病理的現象」ととらえる見解があり<sup>11</sup>、これは内外の研究者に比較を可能にする視点を提示するものであろう<sup>12</sup>。

武力の行使が正当化されるかどうかの判断基準に絶対的なものはありえず、同じ事件でも立脚点が違えば認識が変わるのは当然である。また係争事を回避ないし調停しようとしても、その多種多様な形態ゆえ成文化された法体系での対処には限界があるうえ、そもそもなじまなかったにちがいない。このような条件のもとで問題の解決を目指す当事者は慣習化された社会規範にも多分に依拠していたこと、すなわち成文化されていない「ルール」や仲介者を立てた交渉、そして当事者たちによる公の場での儀式などが紛争の解決に重要な意味をもっていたことが近年明らかにされつつある。

すでに1970年代、アメリカの研究者たちを中心に紛争を解決するルールやメカニズムの研究が提起された当初からテーマは多岐にわたっていた<sup>13</sup>。たとえば紛争を生ぜしめる要因は社会のいかなる構造に内在するのか、その構造はひとたび起きた紛争にどのような影響を及ぼすのか、また紛争自体が社会秩序に与える影響はどのようなものかなどであるが、相対立する陣営が紛争を解決するためにとった手段や方法の文化的側面、すなわち上述のような公の場での行動パターンに注目した意義は特筆すべき点である<sup>14</sup>。

こうした動向に、従来の歴史学の中心的位置を占めてきた政治史研究と重なる面はたしかにある。しかし個々の政治的事件はそれぞれ固有の出来事であり、政治史は比較によつ

---

*extiterunt raptores.*)という教皇ウルバヌス2世の宣言は、前註と同じく戦士たちの多くの素性を端的に伝えるものである。Vgl. Rösener (2000), S. 49–53.

<sup>9</sup> Ekkehard Kaufmann: Artikel 'Fehde'. In: *Handwörterbuch zur deutschen Rechtsgeschichte* Bd. 1. Hrsg. von Adalbert Erler/Ekkehard Kaufmann. Berlin: Schmidt 1971. Sp. 1083–1093, hier Sp. 1083–1086 はフレッケンシュタインの見解（註3）を適切に補っている。

<sup>10</sup> ただしヨーロッパの場合、ブルンナーはフェーデと戦争を法的に区別することの困難さを指摘している。Vgl. Brunner, S. 39.

<sup>11</sup> ヨーロッパの中世史研究でも領主と農民の軋轢について同様の見解がある。Vgl. Brunner, S. 348; Werner Rösener: *Adelsherrschaft als kulturhistorisches Phänomen. Paternalismus, Herrschaftssymbolik und Adelskritik*. In: *Historische Zeitschrift*. Bd. 268 (1999), S. 10f.

<sup>12</sup> 石井紫郎「合戦と追捕」同『日本人の国家生活』（東京大学出版会）1986年、1–72頁、特に29頁参照。石井は「私戦」の対立概念として、支配権力の敵に対する戦いとして大義名分のある「公戦」を提起している。Vgl. auch Brunner, S. 36.

<sup>13</sup> 研究史については Steffen Patzold: *Konflikte als Thema der modernen Mediävistik*. In: Hans-Werner Goetz: *Moderne Mediävistik. Stand und Perspektiven der Mittelalterforschung*. Darmstadt: Primus 1999, S. 198–205 を参照。

<sup>14</sup> Stephen D. White: "Pactum ... Legem Vincit et Amor Judicium". *The Settlement of Disputes by Compromise in Eleventh-Century Western France*. In: *The American Journal of Legal History*. Vol. 22 (1978), S. 281–308 などに始まる一連の研究がある。

て諸現象のメカニズムを知ろうとするものではない<sup>15</sup>。また従来の研究、とりわけ法制史学は紛争を法秩序を乱す現象としてとらえ、もっぱら上から、すなわち支配体制の視点から紛争を解決するシステムを分析してきたため、紛争を法廷外で解決するような事例は周辺的な扱いを受けることとなった<sup>16</sup>。

近年のコンフリクト研究の動向についてみると、アメリカ・イギリスの研究者が主として中世のフランスを中心とする個別事例、特に土地所有権をめぐる教会と貴族の間や貴族間に起きた紛争の実態を訴訟記録から明らかにし、平和の維持や回復のために人々がとった行動をひとつの例について細かく追求する傾向が強いのに対して<sup>17</sup>、ドイツ語圏の研究者たちはむしろ紛争の当事者が従った行動規範、すなわち問題解決のルールを帰納的に抽出しようとする。こうした、必ずしも成文化されていないルールを幅広い史料から包括的かつ体系的に記述する試みは1990年代以降急速に強まってきた傾向であり、アングロサクソン系の研究と同様に国際的かつ異文化的比較が可能な点からも、ひとつの研究分野として確立しつつあるとあってさしつかえあるまい。日本史学の研究成果とも積極的な比較が望まれる所以である<sup>18</sup>。

とはいえ少なくとも中世のドイツ語圏に関する限り、研究の重心はやはり上層社会の分析にある。一次史料がこの階層に由来する文書に集中している以上、それがやむをえないのはたしかである。歴史学の研究者が依拠するのは何より発行者・受給者・日付・場所などが明示されている古文書であるから、必然的に文書官房の整った支配者層、すなわち国王、大司教をはじめとする教会勢力、そして有力貴族などに目を向かせることになる。政治に関する記述を多く含む史料としては他にも「年代記」があり、特にドイツ語圏の場合これなしでは紛争の回避や調停に関する研究そのものが成り立たないと思われるほどどの研究者も重視しているが<sup>19</sup>、やはり成立条件の制約（低い識字率、高価な羊皮紙、限られた組織力など）ゆえ高位の支配者層についての記述が多くなることは避けられない。最近の研究は国王や大司教など社会の最上層における「ルール」については解明を進めているが、その限定された条件ゆえ、他の社会層については研究がさらに遅れており、これまでの成

<sup>15</sup> 樺山紘一『世界を俯瞰する眼—比較社会史入門』（新書館）1999年、11-12頁参照。

<sup>16</sup> Vgl. Patzold, S. 200.

<sup>17</sup> Patzold, S. 202f.

<sup>18</sup> 「争いを回避する社会的制衡装置」という表現で同じ問題の研究の糸口をつくった勝俣鎮夫（『戦国法成立史論』（東京大学出版会）1979年、249頁）など多くの研究者により、日本史研究においても活発な議論が展開されている。

<sup>19</sup> 読み手が必ずしも特定されないうえ記述に政治的作為がしばしば認められ、さらに出来事の日付けが往々にして明記されていないなどの点で、年代記の史料的価値はたしかに古文書より低い。しかし年代記には日本史研究に欠かせない「日記」と共通する性格、すなわち「古文書が一通一通内容がバラバラであり、事実の連関を理解するのに困難であるのに対して、日記は前後の記事に関連があつて、事実の理解に一貫性がある場合が多い」という点で古文書にまさる（佐藤進一『[新版]古文書学入門』（法政大学出版局）1997年、4頁）という長所が認められる。

果がどこまで普遍性を有するかは検証されていない。また（成文法も含めて）個々の史料から「データ」を知ることはたしかに可能であるが、紛争の回避や調停の具体的な経過を知るとはしばしば困難である。つまり個々の「点」を見つけることはできても、それらを結びつける「線」の把握が容易でないのである。

もちろん中小貴族の世界のように史料の少ない対象については類推することが許されるであろうし、そもそも類推が限界で、平和の維持と回避のために行われた交渉の詳細はよほどの史料が発見されないかぎり飛躍的な解明は期待できないかもしれない。しかし近年、たとえば絵画をはじめとする図像の研究が洋の東西を問わず歴史学に多大な知見をもたらしているように、従来から知られている様々な素材を新たな視点から考察することにより、紛争の回避や調停に関しても研究の進展が期待できると考えられる。特にその「虚構性」ゆえ従来の歴史研究がきびしく排除してきた文芸作品のテキストから重要な示唆が得られることは、ドイツ語圏における研究の中心的役割を担う歴史学者アルトホフも強調している<sup>20</sup>。

史料の記述とこれに対応していると考えられる文芸作品の描写を比較し、紛争解決のルールをさぐる考察の出発点とすべく小稿がとり上げる事例は、主君とその「好意」（ラテン語で一般に *gratia*、中高ドイツ語で *hulde*）を失った家臣の軋轢である。

### 1. 問題処理のルール——『ケルン教会家人法』の場合

レーン制下での主従関係は、託身・封臣の宣誓・物権授与という儀礼的かつ法的行為によって設定された。すなわち封臣たるべき者はまず座っている主君の前に跪き、両手を合わせて主君の手の中に差し出す託身行為(*homagium*)をおこなう。これが意味するのは主君の権力への服従である。つづいて封臣は福音書や聖遺物にかけて宣誓（ラテン語の *fideltas*、中高ドイツ語の *hulde*）し、主君に対して誠実を守り、援助と助力をおこない、かつ主君に危害を加えないことを約束する。これをうけて主君は封臣に、現実に授与される領地や諸権利の象徴物を手渡し、儀式が完了した<sup>21</sup>。ここで封臣から主君になされる「宣誓」の中高ドイツ語が *hulde* であることに注目したい。先に述べたようにこの語が「好意」とも訳される以上、主君と封臣の主従関係は相互に対する *hulde* が前提になっているからである<sup>22</sup>。

<sup>20</sup> アルトホフは多数の著作でその説を展開しているが、小稿との関連では次の2点が重要である。Gerd Althoff: *Spielregeln der Politik im Mittelalter. Kommunikation in Frieden und Fehde*. Darmstadt: Primus 1997; ders.: *Spielen die Dichter mit den Spielregeln der Gesellschaft?* In: Nigel F. Palmer/Hans-Jochen Schiewer (Hrsg.): *Mittelalterliche Literatur und Kunst im Spannungsfeld von Hof und Kloster*. Tübingen: Niemeyer 1999, S. 53–71.

<sup>21</sup> Vgl. Hans K. Schulze: *Grundstrukturen der Verfassung im Mittelalter. Bd. 1: Stammesverband, Gefolgschaft, Lehnswesen, Grundherrschaft*. 3., überarbeitete Auflage. Stuttgart/Berlin/Köln: Kohlhammer 1995. (*Urban-Taschenbücher* 371). S. 73f. 邦訳：ハンス・K・シュルツェ（著）、千葉徳夫/浅野啓子/五十嵐修/小倉欣一/佐久間広展（訳）『西欧中世史事典』（ミネルヴァ書房）1997年（MINERVA 西洋史ライブラリー22）、56–57頁。

<sup>22</sup> *gratiahulde* の研究史においては最近まで主君ないし支配者の恣意性の強さのみに焦点を

以上をふまえて *hulde* 喪失という問題を考えるため、はじめに史料としてケルン大司教とその家人(*ministeriales*)の主従関係を規定した『ケルン教会家人法』<sup>23</sup>をとり上げる。様々な状況で家人のとるべき行動規範を示した条文に、主従関係が破綻ないしその危機に陥った場合に依拠すべきルールをさぐる重要な鍵が含まれているからである。

それでは主君の好意を何らかの理由で失った場合、家人はどのような行動をとるべきなのだろうか。この点について『ケルン教会家人法』第3条は以下のように規定する。

さらに、もし大司教が家人の誰かに何らかのきっかけで腹を立て、その結果、彼に対して好意を拒絶し、且つ相続財産を彼から剥奪したときは、件の家人は、邦紳および(大司教) 宮廷職の長官連と称される人びとに、嘆願と恭順を以て懇請すべきである——主君の好意を回復するために執り成してくれるように、と。もし彼が一年以内にそれ(=好意)を回復できなければ、一年過ぎてから他の主君(=新主)に移り替えてこれに仕えてよい。但し、主君(=本主)たる大司教に

---

あて、これを事実上片務的性格ととらえる傾向が強かったが、アルトホフはミッタイスの認識がその後の研究者に規定的影響を与えたとして(Heinrich Mitteis: *Lehnrecht und Staatsgewalt. Untersuchungen zur mittelalterlichen Verfassungsgeschichte*. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1958, S. 481f., 683)、実際には双務的性格であることを強調している(Althoff (1997), S. 201f.)。なおこれと関連して、レーン制では主従関係自体にも双務的性格が強かったことを想起する必要がある。帝国家人(*Reichsministerialen*)の場合、家人側からは主従関係を解消できなかったという指摘がなされているが(Karl Bosl: *Die Reichsministerialität der Salier und Staufer. Ein Beitrag zur Geschichte des hochmittelalterlichen deutschen Volkes, Staates und Reiches*. Stuttgart: Hiersemann. 2 Bde. 1950/51. (*Schriften der Monumenta Germaniae Historica* 10), S. 603 など)、一般には家人側から主従関係を解消した例が知られているばかりか(Max Weltin: *Der hochmittelalterliche österreichische und steirische Adel in alter und neuer Sicht*. In: Klaus Zatloukal (Hrsg.): *2. Pöchlerner Heldenliedgespräch. Die historische Dietrichepik*. Wien: Fassbaender 1992. (*Philologica Germanica* 13), S. 103–124, hier S. 117 など)、家人に長年認めてきた「法」を奪おうとした主君がその家人たちに殺された例も知られている(Karl Bosl: *Das ius ministerialium. Dienstrecht und Lehnrecht im deutschen Mittelalter*. In: ders.: *Frühformen der Gesellschaft im mittelalterlichen Europa*. München: Oldenbourg 1964. S. 277–326, hier S. 279)。

<sup>23</sup> 内容は、主君に敵対する者に対しては主君への忠誠の誓いを守るべきこと(第1条)、家人の従軍義務の詳細(第2条)、主君の「好意」(*gratia*)を失った場合にとるべき行動(第3条)、皇帝の戴冠式への随行義務(第4条)、法的判決は原則として「奉行」(*advocatus*)が下すべきこと(第5条)、「荘園」(*curtis*)に関する規定(第6条)、家人同士の決闘の禁止およびその付帯条項(第7条)、大司教の家人と帝国家人の私闘および宗教裁判(第8, 9条)、家人の勤仕義務およびその期間(第10条)、大司教の「近習衆」(*familia*)に対する支給義務(第11条)、長子相続の原則、および家人がケルン大司教の好意を失ったのちに新たな主君に仕え、これが旧主であるケルン大司教との戦いに至った場合にとるべき行動(第12条)である。当時法令は一定期間ごとに更新されたため、この『家人法』も複数の版が残されているが、小稿が依拠するのは1165年頃の規定を収める以下の校訂版である。*Das längere Kölner Dienstrecht (etwa 1165)*. In: Lorenz Weinrich (Hrsg.): *Quellen zur deutschen Verfassungs-, Wirtschafts- und Sozialgeschichte bis 1250*. 2., um einen Nachtrag erweiterte Auflage. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 2000. (*Ausgewählte Quellen zur deutschen Geschichte des Mittelalters* 32), S. 266–279。なおこの法には多くの研究があり、特に木村豊(「ケルン大司教領の家人制—一家産的主従関係の一研究—」『北海道大学文学部紀要』30-2(1982年)25–128頁)の総合的研究には小稿も多くの教示を受けている。

対して強奪も焼討ちも働いてはならない。しかるに、もし大司教が彼の相続財産を剥奪せず、ただ好意を拒絶するにとどまるときは、彼は上記の一年を経たのちは、再び好意を回復するまでは大司教に対して勤仕を控えることができる。<sup>24</sup>

大司教の好意を失っても、家人は主君を頂点とする集団からただちに追放されるわけではなく、一年間の猶予がまず与えられた。その間に大司教との仲立ちをする有力者を得て主君の好意を回復できれば再び共同体に戻ることができ、仲介者が得られない場合は新たな主君と主従関係をむすぶ自由が与えられた。有力者の仲介が得られるかどうかは分かれ目になるのであれば、その役割が事実上制度化されていることは明らかであるといわなくてはなるまい。はたして、家人が復帰するための交渉をとりもつ仲介者にはきわめて強い権限があり、交渉の過程でとりきめたことは主君も遵守するという保証を与えていたのである<sup>25</sup>。

『ケルン教会家人法』はさらに第 7 条で、家人どうしの争いで死者が出た場合についても規定している。

さらに聖ペテロ（教会）のどの家人も、聖ペテロ（教会）の他の家人を相手取って決闘を挑むことを得ない、一方が他方にどのような仕打ちをしたにもせよ。もし或る家人が他の家人を勝手気儘に且つ理不尽に殺害したときは、件の被害者の近親者は、殺害者をその主君たる大司教の法廷に提訴すべきである。そして殺害者が犯行を自白したときは、当人はその主君（＝大司教）の成敗に委ねられるものとする。<sup>26</sup>

まず家人どうしの私闘が冒頭ではっきりと禁止されている。そしてそれにもかかわらず争いが生じて死者が出た場合、被害者の近親者が大司教に訴え出るべきであると規定する。これは近親者による血讐(Blutrache)の禁止であり、この条文にどれだけの実効力があつたかは別にしても、大司教が当時の慣習だった血讐を抑止し、領内の秩序を法の力でコントロールしようとしたことは明らかである。

<sup>24</sup> *Das längere Kölner Dienstrecht*, Artikel 3: *Item si archiepiscopus alicui ministerialium suorum quacumque occasione offensus fuerit, ita quod gratiam suam ei denegat et bonis suis eum exheredat, ille ministerialis nobiles terre et eos precipue, qui summi officiales curie vocantur, precibus et obsequio invitare debet, quatinus ipsi apud dominum suum pro recuperanda gratia eius intercedant. Quodsi ipse infra annum eam recuperare non valuerit, expleto anno ad alium dominum se transferre poterit, ut illi serviat, ita tamen ut nec rapinas nec incendia contra dominum suum archiepiscopum exerceat. Si autem archiepiscopus eum non exheredat, sed tantummodo gratiam suam ei denegat, ipse post predictum annum expletum servitium suum domino suo archiepiscopo subtrahere potest, donec gratiam suam recuperet.* (S. 266, 268); 訳文は木村、55 頁による。ただし小稿の文脈ゆえ、*gratia* の訳語は「好意」に変更させていただいた。(以下同様。)

<sup>25</sup> Vgl. Althoff (1997), S. 207f.

<sup>26</sup> *Das längere Kölner Dienstrecht*, Artikel 7: *Item nullus ministerialium beati Petri cum altero ministeriali sancti Petri monomachiam inire potest, quicquid unus adversus alium fecerit. Quod si unus alterum pro libitu suo et sine iusticia occiderit, proximi illius occisi querimoniam coram domino suo archiepiscopo de occisore deponent, et si occisor factum confessus fuerit, ipse in potestatem domini sui indicabitur;* (S. 270); 木村、58 頁。

規定はさらにつづく。

主君の成敗に委ねられてからのちは、主君が外出するときはいつでも、三頭の馬と二人の従僕を伴って主君に随行すべきである。従って彼は、不知不識の場合とか、あるいは随行の道すがら思いがけなく主君が突然向きを変える場合でない限り、いついかなるときにも、進んで主君の前に吾が姿を曝してはならない。<sup>27</sup>

主君に委ねられると、家人は常に随行しながらも主君の眼前に現われてはならないという一見不自然な状態におかれる。しかしこの間に家人は有力者たちにとりなしを依頼することができる。

かようにして彼は、絶えずその主君に随行し、以てつねにケルン教会傘下の高位聖職者たちや邦紳その他ありとあらゆる人びとに訴えて、主君の好意を回復するよう熱心に努力すべく、また被殺害者の死について仇敵たちと和解をとげるべきである。<sup>28</sup>

主君の好意を失った以上、直接の接触は不可能である。しかし仲介者を探しつづけることによって主君にふたたび奉仕する意志のあることは示すことができる。『ケルン教会家人法』第7条は後段で、一年以内に調停が成立しなかった場合は家人が大司教の御殿の一室に監禁されると規定している。外に出る機会は年に3回しか与えられず、主君の好意と仇敵との和解がなければ終生そこにとどまらなければならない<sup>29</sup>。しかしその場合でも仇敵からは保護され、仲介者を探す機会は与えられている。こうしてみるとやはりアルトホフのいうように、中世にはひとたび失われた「好意」はできるだけ早く回復されなければならないという観念があったと考えざるをえない<sup>30</sup>。

## 2. 問題処理のルール——『アルプハルトの死』の場合

13世紀後半にドイツ語圏の南部、おそらく今日のオーストリアで成立したと推定される英雄叙事詩『アルプハルトの死』<sup>31</sup>は、当時の騎士社会における様々な「ルール」の実態を

<sup>27</sup> *Postquam in potestatem domini iudicatus est, sequetur dominum suum omni tempore, quocumque dominus ierit, cum tribus equitaturis et duobus servis, ita quod nullo tempore se conspectui domini sui sponte ostendat, nisi forte inscienter vel in via, ubi dominus exinopinato per viam, quam venit, subito revertitur.* (ibid., S. 270); 木村、同上。

<sup>28</sup> *Sic autem dominum suum continue sequetur, ut semper apud priores Colonienses et dominos terre et apud omnes quos potest studioso labore pro recuperanda gratia domini sui et ut inimicis suis de morte occisi reconcilietur.* (ibid., S. 270, 272); 木村、同上。

<sup>29</sup> *Das längere Kölner Dienstrecht*, Artikel 7, S. 272; 木村、58–59頁。

<sup>30</sup> Althoff (1997), S. 214.

<sup>31</sup> (内容) ベルンの主君ディートリヒは伯父の皇帝エルメンリヒに突如攻撃を宣告され、かつてディートリヒの家人だったハイメが皇帝の使者として派遣されて来る。自分の領土をエルメンリヒの封土(*lehen*: 65,2)として受け入れるという要求を拒んだディートリヒに若いアルプハルトが前哨を申し出る。アルプハルトは80人の敵を倒し、さらに強者ハイメとヴィテゲにも一対一では勝つが、二人に同時に襲いかかられ殺されてしまう。エッケハルトらの助勢を得てヒルデブラントが主君ディートリヒのもとに戻り、エルメンリヒの軍を

考察する上で好個の素材を提供している。なぜならそれらの遵守と違反がこの作品の主題だからである。主人公のアルプハルトが初陣にもかかわらず騎士道に従い、ルールを守って戦う若者であるのに対し、敵対するヴィテゲとハイメは名の知れ渡った歴戦の勇士でありながら二人がかりで相手を襲う男たちで、両者のパラドクスは当時の人々の行動原理を推し測るための重要な鍵を幾重にも与えている。しかしここでとり上げるのはアルプハルトが殺されてしまう戦いではなく、一見しただけでは筋の展開に大きな意味をもたない、したがって従来の研究がほとんど対象としなかった小さな記述である。

中世ドイツ文芸の英雄ディートリヒ・フォン・ベルン（アルプハルトの主君）の軍師ヒルデブラント（アルプハルトの伯父で育ての親）には弟イルザーンがいた。イルザーンは本来修道院で暮らす聖職者だが、ディートリヒの近親者<sup>32</sup>を殺してしまったためその「好意」(*hulde*)を失っている。

「今わしは主君の好意にあずかっておらん」と僧イルザーンは言った、<sup>33</sup>  
この「好意にあずかる」とは、端的にいえば主君から「恩顧を得る」ことである。しかし *hulde* はすでにふれたようにけっして一方的に上から下へ授受されるのではない。身分、地位の上下にかかわりなく<sup>34</sup>、さらに片務的でもないことは、イルザーンの申し出でも明らかである。

「誉れ高き殿がわしの罪を許して下さるなら、  
わしは殿のため、黒の僧衣の下に輝く鎖帷子で武装した  
兵 1,100 名を連れて来よう。」<sup>35</sup>

つまり許されないなら協力もしないという意志である。罪は罪として認めても、自分の行動はあくまで自分で決めようとする点で、イルザーンはさながら独立主権者の矜持を示している。文芸の世界ではなく現実に同じような事態が生じた場合に当事者がはたしてこうした姿勢を押し通すことができたかどうかはもちろん別問題であるが、イルザーンの兄はディートリヒの第一の家臣ヒルデブラントであるだけに、この強気の姿勢は目につく。イルザーンはやがてディートリヒの好意を回復するが、その過程の描写には、先の『ケルン教会家人法』の規定に対応する部分がある。

ブライザハの主君エッケハルトは、やって来たヒルデブラントたち（その中にはイルザ

---

破る。ディートリヒの復讐を恐れるハイメとヴィテゲは紋章を隠して逃げてしまう。この作品には数箇所長い脱落のある一写本のみが残存している。引用は以下の版による。Uwe Zimmer: *Studien zu 'Alpharts Tod' nebst einem verbesserten Abdruck der Handschrift*. Göttingen: Kümmerle 1972. (*Göttinger Arbeiten zur Germanistik* 67), S. 123–197.

<sup>32</sup> 原語は *ohem* (= *ôheim*: 406,3)だが、この語は周知のように「叔父」「甥」を含む様々な意味があるためどのような血縁者かは特定できない。

<sup>33</sup> 'No han ich nit syner hulde', *sprach der monch Ylsam*, (>Alpharts Tod< 320,1)

<sup>34</sup> 伊東泰治/馬場勝弥/小栗友一/松浦順子/有川貫太郎『中高ドイツ語辞典』(同学社) 1991年、286頁には「好意(身分、地位の上下にかかわりなく)」と訳語に注釈がある。

<sup>35</sup> 'vergebe er myr myn schulde, der hochgelobet man,  
so brecht ich ym zu helff eylff hondert man,  
dye aber den liechten ringen trügen swartz kotten an.' (>Alpharts Tod< 320,2–4)

ーンもいる)の求めに応じてディートリヒを助けるためベルン(今日のヴェローナ)に向かう。途中でディートリヒと敵対する皇帝エルメンリヒ(ディートリヒの伯父)が派遣したシュトゥーデンフクスの率いる部隊に遭遇すると、イルザーンは前哨に出発した兄ヒルデブラントを助け、彼らの活躍で敵を追い払う。ベルンに到着した一行はディートリヒの歓迎を受けるが、イルザーンとその兵たちだけは身を隠している。

しかし僧イルザーンはひどく心配しながら  
殿の好意が与えられるまで、黒の僧衣の下に輝く鎖帷子で武装した  
1,100名のみごとな兵たちとともに  
身を隠していた。

すると殿は、あの者たちは誰なのかとたずねた。<sup>36</sup>

すでに見たように、当時の現実社会で主君の好意を失った者はそれを回復するまで主君の目の前に現われてはならなかった。その法慣習がこの場面の描写の背景にあることは明らかである。するとここにヒルデブラントが登場して緊張関係にある両者の仲介を試みる。ディートリヒの軍師は主君に向かって、控えているのは自分の弟の僧イルザーンであり、その罪を許していただきたいと願い出る(405,2-4)。ところが主君はこれを拒絶する。

「あやつの助けなどいらぬ」とディートリヒ殿は言った。

「あれは永久に私の敵だ。これを忘れるな。

あやつにはガルダのあたりでかけがえのない身内を討たれたのだ。

親族の縁も和解の道ももはや閉ざされたと知らせてやれ。」<sup>37</sup>

これに対してエッケハルトらが異議を唱え、イルザーンはシュトゥーデンフクスの家人衆を相手に激しい戦いをしたと告げる(407)と、ディートリヒは再び *hulde* を与えることにする。

「それならば永久の平和を与えることにしよう。

みなしかと知りおけ」とディートリヒ殿は言った。

「イルザーンには再びブライザハのライン川まで永久の平和を与える。

そなたらが証人だぞ」とベルンの殿は言った。<sup>38</sup>

ディートリヒはイルザーンを迎えてさらに言う。

<sup>36</sup> *Danoch lac vorbargen der monch Ylsam  
myt harten großen sorgen, bys man jm holde gewan.  
er vnd sin closterman, eylff hondert wolgethan,  
dye aber den liechten ringen drugen swatzr kotten an.  
Da fragt er der mere, were sye mochten sin.* (>Alpharts Tod< 404,1-405,1)

<sup>37</sup> *'No darff ich nit syner helff', sprach herre Dyttrich,  
'ich bin sin steder fint, das wyß sycherlich.  
er sluc myr vor Garten den lieben ohem myn:  
vrüntschafti vnd sune sal jm gar vorsaget syn.'* (>Alpharts Tod< 406,1-4)

<sup>38</sup> *'Das wel ich jn laßen gemyßen', sprach herre Dyttrich,  
'eynen steden vreden, das wyßent sycherlich,  
sal er gein Brysach han wede an den Ryn.'  
also sprach der von Bern. 'des solt yr gewert sin.'* (>Alpharts Tod< 408,1-4)

「僧イルザーンの罪は許そう。  
そなたらのために好意を与えたのだ。親族も家人衆もこれを知っておくがよい。」  
こうして彼は誉れ高き主君、ベルンの高貴な殿と  
家人衆すべての賛辞に迎えられた。<sup>39</sup>

「好意」を拒否されて身を隠さざるをえなくなっていたイルザーンは主君の眼前にふたたび姿を現わすことができるようになった。その過程で大きな役割を果たしたのがエッケハルトらの異議ととりなしであることは論をまたない。また一方、主君ディートリヒが常に公の場を意識していることもこの描写から明らかである。当時の社会では、家臣のひとりに「平和」(vride)<sup>40</sup>が与えられるかどうかという問題は、けっして主君と当該家臣の個人的関係のみでは決まらなかった。重要な決定をする場合、主君は家臣団の意見に耳を傾け、合意を形成しなければならなかったのである。

### 3. 展望

日本では、たとえば『平家物語』や『太平記』はともに文芸作品でありながら歴史学者にもしばしば引用されるが、ヨーロッパでは歴史学者が文芸作品を引用することはまれで、たとえ引いても欄外的な扱いの域を出ない<sup>41</sup>。「英雄叙事詩」や「武勲詩」にも日本の「軍記物語」と同じく戦闘や紛争の描写が多いにもかかわらず、それらの史料としての価値が歴史学者に十分に認められているとはいえない<sup>42</sup>。文学研究者の姿勢も逆の意味において同様で、相互の境界にまたがる研究は非常に少ない。アルトホフが両分野の研究者の協力を

<sup>39</sup> *er sprach: 'vergeben sy dye schult dem monch Ylsam.  
dorch vch so hab er hulde, das wyß moge vnd man.'  
Do entphing jne lobelich der forst lobesam,  
der edel vogt von Bern vnd alle sin man.* (→Alpharts Tod< 410,3–411,2)

<sup>40</sup> 主君がある特定の個人に「平和」を与える場合、それは「好意」と表裏一体をなしていた。一方武力行使の紛争で「平和」が約束された場合、それは当事者に強い拘束力をもつルールとして尊重しあわなければならなかった。Vgl. Althoff (1997), S. 205, 208.

<sup>41</sup> たとえばシュマーレは、①『ニーベルングンの歌』では物語の核となる5世紀の出来事が非現実化されて12世紀当時の「現実」の要素で構成されている、②ごく少数ながら実在した人物が登場するものの、彼らは個々に活躍した時代が異なるにもかかわらず物語で共存させられている、などの点を指摘している。Vgl. Franz-Josef Schmale: *Funktion und Formen mittelalterlicher Geschichtsschreibung. Eine Einführung.* Mit einem Beitrag von Hans-Werner Goetz. 2., unveränderte Auflage. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1993, S. 15, 28f.

<sup>42</sup> 西洋における歴史研究の動向と将来の課題を報告したグッツは史料論についても項目を立てているが、文芸作品を史料として見直す可能性について具体的には論及していない。Vgl. Goetz (1999), S. 157–173. しかし戦闘の実態を研究する場合に文芸作品がきわめて重要な「史料」であることはまちがいない。例として高橋昌明「日本中世の戦闘」(同『武士の成立・武士像の創出』(東京大学出版会)1999年、233–263頁)233頁、および Andreas Kusternig: *Probleme um die Kämpfe zwischen Rudolf und Ottokar und die Schlacht bei Dürnkrut und Jedenspeigen am 26. August 1278.* In: Max Weltin/Andreas Kusternig (Hrsg.): *Ottokar-Forschungen.* Wien: Verein für Landeskunde von Niederösterreich und Wien 1979. (*Jahrbuch für Landeskunde von Niederösterreich. Neue Folge* 44/45). S. 226–311, hier besonders S. 262–272, 309f.

提唱しながら、その言い回しが非常に慎重であるのはこうした背景ゆえのことと思われる<sup>43</sup>。このように歴史学と文学の垣根が高いのはなぜだろうか。

中世ヨーロッパの文芸作品の場合、当時の現実社会との接点となる記述が日本の場合よりはるかに少ない点が理由のひとつとして考えられる。すなわち主要な作品のほとんどで実在が証明されている人物や年代の表記が欠如しているため、史料としての価値に大きな疑問符がつくのである。『アルプハルトの死』の場合も、実在の人物と比定しうるのはディートリヒ・フォン・ベルンとエルメンリヒのみであり、他の登場人物については実在したかどうか不明である<sup>44</sup>。しかもエルメンリヒのモデルとされるエルマナリクは375年の「フン族侵入」の際に死亡しているのに対し、ディートリヒのモデルである東ゴート王テオドリックは455年頃の生まれなので、『アルプハルトの死』では事実レベルでも伝承レベルでも素材が混合されているのは明らかである。しかも作品の成立が13世紀の後半であるとなれば、テオドリックなどを研究する歴史学者には史料となりえない<sup>45</sup>。また宮廷文芸の描く騎士社会はしばしば実態とかけ離れていること、そして現実にはそれがいかに粗野で暴力に満ちていたかについてもすでに指摘がなされている<sup>46</sup>。

一方文学研究の側にも歴史研究と一線を画す、というより限度を超えまいという自己抑制がはたらいっているように思われる。歴史学の成果を応用する場合、文芸作品個々の描写に歴史事実の反映を読み取る作業にはもちろん実証性が要求される。そして何より、「事実」と「虚構」の峻別をしなければならない。よく知られているように、19世紀前半頃までは当時の人々が抱いていた古典古代や中世に対する高い関心にも影響されて、研究者の間では文芸作品の描写をそのまま当時の社会の実態ととらえる傾向が強かった。その後実証主義的研究法が確立してゆく過程で「本文批判」(Textkritik)作業においてはそのような時代色が薄れたが、ナチス時代になると今度は「思想」を反映した解釈が時流を支配する。第二次大戦後はドイツが東西に分断されたこともあり、研究者たちは好むと好まざるとにかかわらずイデオロギーに敏感にならざるをえなかった。現在の研究者が「文学」と「歴史」を対照する試みに対して態度が慎重になる背景にはそうした過去の影響もある<sup>47</sup>。

<sup>43</sup> Althoff (1999), S. 53.

<sup>44</sup> ただし考察の対象を『アルプハルトの死』から同じジャンル(「ディートリヒの歴史叙事詩」)の『ディートリヒの敗走』や『ラヴェンナの戦い』(どちらも13世紀後半の成立)に移すと、いく人かの登場人物を実在の人物と比定できる可能性がある。

<sup>45</sup> 日本でよく知られている『ニーベルンゲンの歌』(1200年頃成立)でもエルメンリヒのかわりにフン族の王エツェル(=アッティラ)が加わるにすぎない。しかもこのアッティラ(?-453)も現実にはテオドリックとは活躍した時期がまったく重ならないため『ニーベルンゲンの歌』も人物の実証的研究の史料とはなりえない。上記の『ディートリヒの敗走』や『ラヴェンナの戦い』の場合も基本的に違いはない。(この点については註41も参照されたい。)

<sup>46</sup> Vgl. z. B. Arno Borst: *Das Rittertum im Hochmittelalter. Ideen und Wirklichkeit*. In: ders. (Hrsg.): *Das Rittertum im Mittelalter*. Darmstadt: Wissenschaftliche Buchgesellschaft 1976. (*Wege der Forschung* 349). S. 212-246, hier S. 219f.

<sup>47</sup> Vgl. Otfried Ehrismann: *Nibelungenlied. Epoche – Werk – Wirkung*. München: Beck 1987, S.

けれども小稿が意図したのは、13世紀の物語から作品成立に700年以上先行する出来事に直接結びつくような記述をさがし出すことではない。登場人物が実在したかどうかはひとまず措き、彼らの行動が作品成立当時の法など一定の社会規範を反映している可能性があればそれをさぐる、すなわち「作品」と社会の「システム」の関係に目を向けることである。中世社会の実相を伝える史料はもとより限られた量しか残されていない。研究者がいくら実証作業を積み重ねて「点」を発見しても、それらを結んで「線」につながることは容易でない。そのような状況を承知しつつあえて述べれば、文芸作品ばかり、あるいは古文書ばかりに依拠しては、中世社会のある一面のみを特定の視点でとらえることにしかない<sup>48</sup>。この社会の多様な、時には錯綜し、それでいて互いに有機的につながりあっていたもろもろの側面により多くの光をあてるためには、文学と歴史学に限らず様々な分野の研究の連携が有効であり、またそうして初めて「点」や「線」から「面」レベルへの発展も可能になるのではないだろうか。もちろん国際的な比較を通してより広い視野から多角的に検討することも十分可能であろう。小稿で取り上げた「主君の好意を失った者」の扱いや「仲介者」の有無と処分関係などの点で、日本の史料や軍記物語の記述は海外の研究者にも新たな視点を提示すると思われる。

ひとつだけ例を挙げたい。鎌倉幕府の御家人結城朝光は先の將軍源頼朝を偲んで「忠臣は二君に仕えず」と言い、頼朝の遺言とはいえ出家しなかったことを悔いた。すると同じく御家人で侍所所司の梶原景時は、朝光は二代將軍頼家に謀反を企んでいると讒訴した。しかし御家人たちが結束して逆に景時を弾劾すると、景時は一族を引き連れて鎌倉を離れる。結局正治2年(1200年)正月20日、上洛を企てた景時は討伐に向かった御家人や在地武士により駿河国狐ヶ崎で一族もろとも討たれる。これがいわゆる梶原景時の乱であるが、『吾妻鏡』はその渦中の正治元年11月13日について「辛丑 陰る。梶原平三景時、かの状<訴状>を下し給はるといへども、陳謝に能はず。子息親類等を相率して、相摸國一宮に下向す。ただし三郎兵衛尉景茂においては、しばらく鎌倉に留ると云々」<sup>49</sup>と記す。緊張が

---

242-285; Thomas Bein: Germanistische Mediävistik. Eine Einführung. Berlin: Schmidt 1998. (*Grundlagen der Germanistik* 35), S. 83-88.

<sup>48</sup> この問題は日本でもさまざまな観点から論究されており、最近でも大隅和雄「史料としての文学作品」『岩波講座日本通史別巻3・史料論』(岩波書店)1995年、265-279頁;川合康『源平合戦の虚像を剥ぐ』(講談社)1996年(講談社選書メチエ72);大喜直彦「中世における「人」の認識」『歴史学研究』699号(1997年7月)、19-29,62-64頁;近藤好和『弓矢と刀剣・中世合戦の実像』(吉川弘文館)1997年(歴史文化ライブラリー20);高橋昌明(1999年);五味文彦「合戦記の方法」同『増補吾妻鏡の方法・事実と神話にみる中世』(吉川弘文館)2000年、64-85頁;近藤好和「軍記物語からみた中世の武器の使用と戦闘」『軍記と語り物』36号(2000年)3-14頁;川合康「治承・寿永の戦争と『平家物語』」同15-25頁;今井正之助「騎馬武者が馬より下りる時」同26-37頁;坂井孝一『曾我物語の史実と虚構』(吉川弘文館)2000年(歴史文化ライブラリー107);佐伯真一「合戦のルールとだまし討ち」『軍記と語り物』37号(2001年)10-21頁;上横手雅敬『源平争乱と平家物語』(角川書店)2001年(角川選書322)など多数がある。

<sup>49</sup> 引用は永原慶二(監修)・貴志正造(訳注)『全訳吾妻鏡』第2巻(新人物往来社)1976

高まった状況で景時が一族を引き連れて鎌倉を離れながらも、息子の景茂を残している点に注目したい。はたして 18 日条によると事態は次のように展開する。「丙午 晴る。中將家比企右衛門尉能員が宅に渡御。南庭において御鞆有り。北條五郎時連、比企弥四郎、富部五郎、細野四郎、大輔房源性等これに候ず。その後御酒宴の間、梶原兵衛尉景茂御前に候ず。また右京進仲業、銚子を取りて同じく候ず、羽林景茂を召し、仰せて云はく、近日景時権威を振ふの余り、傍若無人の形成有り。よつて諸人一同に訴状を上ぐ、仲業すなはち訴状の執筆たるなりと云々」<sup>50</sup>。

二代將軍頼家と幕府の要人たちは比企能員の邸宅に集まり、まず庭で「御鞆」を行う。その後「酒宴」が催され、件の景茂も加わっている。頼朝の死後、宿老による集団支配ではなく「頼家の意向にしたがう道を選択した」<sup>51</sup>梶原景時とその一族にとり、交渉の場が將軍頼家の有力な支持者である比企能員邸であるのは、結果の如何にかかわらず受け入れやすい条件だったにちがいない。すなわち能員こそ仲介者にふさわしい人物だったのである。またここでは「酒食を共にすることによって人と人とを緊密に結びつける宴会が、主従関係を強固にするものとして重視された」<sup>52</sup>ことも思い出される。表面上は頼家への私的な饗応だが、このような形式をととのえて初めて、公的な手続きでは処理しきれない紛争の解決を模索することが可能になったのではないだろうか。またその背景には「家」のアジールの性格があったと思われる。すなわち比企氏の邸宅は、將軍頼家（ないしはむしろ幕府中枢の宿老たち）と景時の争いに関する限り、一種の治外法権的性格をもつ場として機能していたと考えられるからである<sup>53</sup>。そうであればこれに先立つ蹴鞠も単なる遊戯ではなく、その儀礼的性格によって紛争処理の過程に一定の役割を果たしたのではないだろうか。『吾妻鏡』からは將軍頼家の蹴鞠への熱中ぶりがうかがえ<sup>54</sup>、蹴鞠を催すことが主客頼家に対する重要な饗応だったことは疑いないので、敵対者との折衝を酒宴の場で行うという流れの中でそれなりの意義を認めてよいと思われる。

---

年、371 頁による。なお旧字体を新字体に改めさせていただいたところがある。

<sup>50</sup> 同上、371-372 頁。

<sup>51</sup> 永井晋『鎌倉幕府の転換点・『吾妻鏡』を読みなおす』（日本放送出版協会）2000 年（NHK ブックス 904）、67 頁。

<sup>52</sup> 網野善彦「宴（中世）」『日本史大事典』第 1 卷（平凡社）1992 年、746-747 頁、ここでは 746 頁。

<sup>53</sup> 網野善彦『[増補]無縁・公界・楽—日本中世の自由と平和』（平凡社）1996 年（平凡社ライブラリー150）、214-225、319-323 頁参照。

<sup>54</sup> 渡辺融・桑山浩然『蹴鞠の研究・公家鞠の成立』（東京大学出版会）1994 年、76-77 頁も参照。